

喜連川小放課後児童クラブについて

喜連川児童センター学童保育室では、さくら市の委託を受け、保護者等の就労のため、下校後家に帰っても、留守家庭になってしまう児童の育成支援を目的とした事業を展開しております。

1 学童保育会入会対象児童及び入会申し込み期間

- ①当該年度において**喜連川小学校1年生～6年生の児童**
- ②保護者及び同居家族の就労時等により、放課後に家庭での保育が受けられない児童
- ③次年度の新規入会申し込みは10月1日～10月31日まで、センター事務室にて受付
※都合により年度途中からの通年利用の必要な方は、上記事務室までお越しください。

2 開設日

当該年度4月1日～翌年3月31日)の平日 下校時から

- ・日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日 ※)は開設しません。

※年度により曜日の並び方で年末年始の開設日に変更あり

- ・土曜日、春休み、夏休み、秋休み、冬休み、運動会の振替日およびその他の休業日
臨時の休校日は、一日保育として開設します。

(※土曜日・運動会の振替日・臨時の休校日に利用する場合は、一日保育となるため別途加算料金がかかります)

3 放課後児童クラブ開設時間

平日は、下校時～午後6時までの間となります。

土曜日や長期休業日などは、午前8時～午後6時までの間となります。(お弁当持参)

- ・延長保育申請により、保育時間を午前7時30分～8時、午後6時～午後7時30分まで延長することもできます。

4 学童保育の内容

学童保育室では、主に児童の遊び(外遊び・図画工作)等を通して、**集団生活の中で児童の健全育成を図る**ことを目的としています。学習のための時間(自主学習時間)を設けますが、支援員が学習指導を行うことはしません。また、**おやつ**の提供があります。

5 送迎

児童の送迎は、必ず保護者または近親の成人者が行ってください。

6 学童保育料

一人 月額7,000円 (保育料は、基本的には口座振替で納入していただきます。)

- ・毎月5日(土・日・祝日の場合は翌日)に足利銀行の指定口座から振替になります。5日に引落しが出来なかった場合は12日に再度引落しいたします。
- ・毎回土曜日を利用する場合は、一日保育となるため2,000円が月額に加算されます。(平日利用登録児童が一時的に土曜日を利用の場合は、一日保育となるため加算料金として一回につき700円を別途いただきます。)
- ・やむを得ない都合で保育時間外の午後6時30分～午後7時30分までの時間を利用した場合は、有料延長保育として30分ごとに300円を 別途いただきます。
- ・夏休み期間を通して利用する場合の利用料は、市の規定に準じます。
- ・保育料減免申請書の提出により、該当する場合は月額料金が減額されます。
- ・当該月の利用が開始されてからの利用中止等態様の変更に際しては、市の条例により当該月の利用料金の還付は、原則できません。

7 学童保育会入会にあたって提出する書類 <必須：①・②或いは③・④・⑥>

- ①児童センター学童保育利用許可申請書
- ②就労証明書 (65歳以上を除き、同居家族で就労している方全員のもの)
- ③自営等申告書 (自営の方、もしくは疾病・出産・介護等のため児童の面倒を見られない場合)
- ④児童在籍簿
- ⑤延長保育申請書 (延長保育を利用したい方)
- ⑥当該年度年度学童保育自主申告書
- ⑦保育料減免申請書 (※生活保護法による被保護世帯および一人親家庭医療費助成が適用になる家庭の方)
※当該前年度に通年利用のない方の申し込みは、児童センター事務室で受付いたします。

8 休会及び退会

学童保育会を休会・退会する場合は、前月までに各届けを提出していただきます。

※2か月を超える休会となった場合は、退会となります。

9 一時的な学童保育の利用について

- ・通常保育をご利用できない方で、所用等で一時的に家庭が留守になる場合には、学童保育を利用することが出来ます。(さくら市一時保育要領による)
- ・保育料は、平日一回の利用につき500円となります。また、一日保育となる土曜日及び休業日等に利用する場合は、1,200円となります。
- ・利用回数は原則として月5回以内で、利用にあたっては事前に申請が必要となります。

10 その他

- ・家庭状況の変化や児童が集団生活に著しく支障をきたす行為を繰り返す場合などは、保護者と相談の上で利用をお断りする場合があります。